

13. 今、学校で「いのち」にかかわる最大の問題は「いじめ」です

「いじめ」に心を痛み、かけがえのない「いのち」を自ら失っていく子どもが全国で後をたちません。報道されていない子どもたちもたくさんいることでしょう。

宝塚市においても、2016年に当時中学2年生生徒の尊い「いのち」が失われました。

今、先生たちのクラスや部活動は大丈夫ですか？先生たちの気づきが、早期発見と解決の鍵になります。

先生たちひとりひとりが、実態と真剣に向き合い、「いじめ」による重大な事態を起こさないために、そして、学校がすべての子どもたちにとって安心できる居場所となるよう取り組み、宝塚から「いじめ」を根絶しなければなりません。

2006年10月 福岡県筑前町

中学校2年生の遺書です

(グリの裏に)

(画用紙に)

お母さん

See you again?

お父さん

人生のフィナーレがきました

こんなだめ

さようなら さようなら

息子でごめん

さよ～なら～

今までありがとう。

生まれかわったら

いじめられて、

ディープインパクトの子供で

もう生きていけない。

最強になりたいと思います。

2005年9月 北海道滝川市

小学校6年生の遺書です

学校のみなさんへ

この手紙を読んでいるということは私が死んだと言うことでしょう。私は、この学校や生とのことがとてもいやになりました。それは、3年生のころからです。なぜか私の周りにだけ人がいないんです。5年生になって人から「キモイ」と言われてとてもつらくなりました。6年生になって私がチクリだったのか差べつされるようになりました。それがエスカレートしました。(中略)でも今私はけっしんしました。(中略)

私はほとんどの人が信じられなくなりました。でも私の友だちでいてくれた人には感謝します。

「ありがとう」それから「ごめんね」。

私は友だちと思える人はあまりいませんでしたが、今まで仲よくしてくれて「ありがとう」

「さようなら」

(後略)

(遺書は遺族の了解のもと、新聞に記載された原文です)

先生のチェックリスト

1	「いじめ」は子どもの「いのち」にかかわる最大の事件だと感じていますか。
2	子どもたちのSOSに気づくために子どもたちをしっかり見えていますか。
3	学校内の「いじめ防止対策委員会」は機能していますか。
4	「部活動」について、改革をするために子どもたちの声を聴いていますか。
5	「いじめ」は絶対に許せないと、子どもたちに宣言していますか。
6	「いじめ」は先生の見えないところで行われていることから、その対策ができていますか。
7	「昔はいじめなんかなかった。自分で何とかした」などと言い、現実から目を背けていませんか。
8	子どもたちの声や思いに寄り添い、主体的な子どもたちを育てていますか。
9	みんな個性を持つ大切な仲間と言いながら、「好きなもの同士」でことを運んでいませんか。
10	「いじめアンケート」や「ストレスチェック」を実施するだけでなく、結果に責任をもって対応していますか。
11	保護者の訴えを軽くみて、「はい分かりました。気を付けて見ておきます」で済ませていませんか。
12	どんなことにも、学校は「子どもたちのためのチーム学校」で取り組んでいますか。
13	子どもに対する体罰やハラスメントを根絶する取り組みをしていますか。

大津市の男子中学生が自殺した問題を受けて中学校の先生たちが語った言葉です。

- いじめ対策の要点は、教師に相談する行為を『チクった』と思わせない雰囲気づくりだ。
- 日頃から、不満や疑問を口に出すのは正しい行為だと教えることに躊躇しないことだ。
- 不自然な子に「いじめられているのか」と聞いて、すぐ認めることがないことを知って対応すべきだ。
- 予兆を見つければ、上履き隠しなど小さなことでも大騒ぎすることになっている。学年集会や保護者説明会などで報告し、いじめる側が周囲の目を意識してブレーキをかけられるようにしている。
- 加害生徒もその保護者も証拠がなければ認めない。日頃から親とコンタクトをとっておかないと。
- 要は、わたしたちが生徒を差別したり、色分けしたり、ランク付けしたりしない教育をすることだ。

14. 「学習不成立」(学級崩壊) や「荒れ」は子どもの人権問題です

中学校では問題行動が多発し、一部生徒たちが授業に入らずに騒いだり、登校をせずに校外で問題を起こす状況は、以前から宝塚でもみられました。このような事態はその子どもの人権が粗末にされているばかりか、周りの子どもたちも人権が侵害されるという悲しい状況に落ち込んでしまいます。このような中学校での「荒れ」は決して中学校だけの問題ではありません。また、家庭の問題だと決めつけてしまったり、大人社会の問題だと責任回避してしまっても問題は解決しません。

そこで、小学校での教育内容や教育環境にも要因がないかを考えていきたいものです。そのひとつが「学習不成立」いわゆる「学級崩壊」です。この経験をした子どもたちは、心に傷を負いながらも忘れられない一種の満足感を秘めてしまっている子どももいます。それが中学校での「荒れ」に関係することは、宝塚の中学校でも明らかになっているところです。古くて新しいこの「学習不成立」を生じさせないためにも、今一度考えてみましょう。

「学習不成立」(学級崩壊) は

授業中に無断外出、立ち歩き、奇声やからかいなど、学級の多数の児童・生徒が教師に反抗したり、指導に従わないため、教室内の秩序が乱れた状態が長期化、集団化することから授業が成立しない状況をいいます。この状況は先生と児童・生徒の心が離れてしまっている状態です。これを正常な状態に戻すには担任一人の頑張りでは無理があり、かなりのアクションが必要です。最近では小学校の低学年でも起きています。この状況は保護者から不満が寄せられ、学校教育全体への不信に直結し、信頼を損ねることとなっています。

考えられる要因

子どもが 【低学年】

- ・セルフコントロール不全
- ・コミュニケーション不足
- ・基本的生活習慣欠如
- ・基本的モラル欠如
- ・集団性の未形成

【高学年】

- ・差別不公平の怒り
- ・思春期のストレス
- ・友人関係不安
- ・集中力不足
- ・学力不振

家庭の子育てが

- ・学校任せで連携不足
- ・集団生活のルール体験不足
- ・自立・自律のための経験不足
- ・規範意識の体得機会不足
- ・家族間の愛情不足

社会的な背景が

- ・子どものわがまま・身勝手を容認
- ・放任的・迎合的な子育て観や児童観
- ・子どもの問題を家庭・学校に責任転嫁
- ・子の預かり場所や子育ての場不足
- ・地域で子育ての意義不足

担任の先生、振り返ってください！

子どもの気持ちを読み取ろうとしていますか
固定的な道徳観や価値観に固執しすぎていませんか
授業に創意工夫が足りないではありませんか
知らず知らずのうちに差別・不公平をしていますか
学習に遅れのみられる子どもへの学力保障をしていますか
活動で楽しみ、喜びを与える取り組みをしていますか
最近の子どもの関心事を知らなさ過ぎませんか

学校として、やるべきことは

- ① 先生たちみんなが仲間意識を持って教育に当たりましょう。
- ② 子どもたちが生き生きと授業や行事に取り組める環境を学校全体でつくりましょう。
- ③ 教科担任制・複数指導・少人数授業・授業交換などを工夫して取り入れましょう。
- ④ 学級づくりや授業について具体的な実践研究を教師集団で行いましょう。
- ⑤ 先生と子どもとの触れ合える場所と時間を計画的に作りましょう。
- ⑥ 担任外も日常的に子どもの動きなどの様子が観察できる体制を整えましょう。
- ⑦ 個に応じた指導、自主的自治的活動、道徳教育や人権教育の充実などに取り組みましょう。
- ⑧ 特別に支援を要する子どもへの対応は学校組織として取り組みましょう。
- ⑨ 学級や授業で困ったことがあれば、すぐ話せる雰囲気のある学年・学校にしていきましょう。
- ⑩ 学校に対して保護者や地域が協力してくれるように日頃から連携を密にしておきましょう。
- ⑪ 危ないと思われたときは早めに保護者会を開催し、保護者の協力を得ましょう。

※ 管理職の先生が早期に発見して対応したことで約8割が解決したとの報告もあります。

15. 学級づくり（経営）をチェックしてみましょう

人権教育をささえる基本は、何と言っても「学級」です！

学 級 経 営 チ ェ ッ ク 項 目		◎	○	△
1	すべての子どもに分け隔てなく元気にあいさつや、声掛けができていますか。			
2	1日に1回は、授業以外でたとえ短時間でも子どもたちと遊んだり話したりしていますか。			
3	子どもの賢くなりたい、みんなに認めてもらいたいという願いを大切にしていますか。			
4	「あの子がいなければ」ではなく、「あの子がいてくれるから」の思いになっていますか。			
5	子どもたちも「ありがとう」「ごめんなさい」が気持ち良く言える雰囲気になっていますか。			
6	教室の中に「きもい」「死ね」などの言葉が平気で使われたり、落書きされたりしていませんか。			
7	教室の中に友だちの間違いや失敗を、失笑したり責めたりする空気が漂っていませんか。			
8	個々への違う対応をするとき、その理由を説明するなどして、不公平感を取り除いていますか。			
9	班編成やグループをつくる時子ども任せにしたり、教師主導になりすぎたりしていませんか。			
10	発言力の強い特定の子どもの言動が学級全体を左右して、学級を動かしていませんか。			
11	学級内の子どもの不自然な動きや、グループ化を常に意識して観察できていますか。			
12	欠席や遅刻早退、保健室通いする子どもの本当の理由や原因を確認していますか。			
13	日頃から子どもの心身の変化、服装、頭髮、持ち物、言葉遣いなどに留意していますか。			
14	学級の約束やきまりは主体的に考えさせ、みんなで決めたことは守るよう働きかけていますか。			
15	トラブルが起きた時に、子どもたちに考えさせる時間を確保し解決方法を投げかけていますか。			
16	子どもたちが安心して自分の「生い立ち」を語れるような学級経営を目指していますか。			
17	学級は組織化が必要と考え、リーダーの育成と共に民主主義の大切さを教えていますか。			
18	子どもの机の中がグチャグチャになっていても、そのままにさせていませんか。			
19	教室や子どもの活動範囲に危険な物や場所がないか常に点検していますか。			
20	教室は清掃が行き届き、整理整頓もされていて、合理的配慮がなされた環境になっていますか。			
21	テストや提出物は採点だけでなく、コメントなどを入れて、なるべく早く返していますか。			
22	宿題は内容と量を常に考え、その点検ができない家庭のことも気にかけて対応していますか。			
23	忘れ物をした子どもや、テストなどの不合格の子どもを黒板に書いていませんか。			
24	学級や学校の学習・生活状況を学年だよりや学級通信などで具体的に保護者に伝えていますか。			
25	参観日や懇談会を心待ちにして、先生を含め子どもたちと保護者たちを繋ぐ働きをしていますか。			
26	問題が生じたときだけでなく、日頃から家庭訪問や保護者との会話を大切にしていますか。			
27	自分の学級の状況を先生たちから点検して貰う余裕と、その意見を聞く姿勢を持っていますか。			
28	学級がうまく機能しなくなったと感じたとき、すぐに学年や管理職の先生に相談しますか。			
29	災害・非常の種類によって様々な避難経路と、子どもの安全確保方法を頭に入れてありますか。			
30	自分の学級に何か光るもの、誇れるものがありますか。			

合計(点) ×2 ×1

学級があなたも含めて「楽しいと思える仲間・家族」になることを願っています。

16. 人権感覚の豊かさをチェックしてみましょう

子どもたちのためにも時おり、自分の教育活動をチェックしてみましょう！

人 権 感 覚 豊 か さ チェック 項 目		◎	○	△
1	登校してくる子どもが、学級・授業・部活動などで自分を待っていてくれていると思えていますか。			
2	あいさつがでしなかつたり、落ち込んだり、笑顔の出せない子どもの側に寄り添えていますか。			
3	日々、「いのち」のすばらしさと大切さをいろいろな時と場所で教えていますか。			
4	子どもの名前を呼ぶとき、家族の思いが詰まった大切な名前であることを感じていますか。			
5	子どもが「先生・・・」と言ったとき、目を見て「どうしたの？」と聞ける余裕を持っていますか。			
6	大切な話をするとき、子どもの目の高さで、優しく、丁寧な言葉で話しかけていますか。			
7	明るくて、勉強ができる子どもだけでなく、そうでない子どもにも平等に目を向けていますか。			
8	おとなの論理ではなく、子どもの側に立って支援したり、褒めたり、叱ったりしていますか。			
9	子どものことを「おまえ、おい、あいつら、あの連中」などと蔑視した言い方をしていませんか。			
10	子どもによって呼び方を変えたり、分け隔てるなど、いわゆる「えこひいき」をしていませんか。			
11	子どもの気づき、発見、疑問、つぶやきなどを大切にできる心配りができていますか。			
12	いじめをなくすために違いの良さや人の思いを受けとめられる具体的実践をしていますか。			
13	教室だけの授業ではなく、自然体験や社会体験を数多く経験させる取り組みをしていますか。			
14	いつも解かりやすく、楽しく、そして、ここぞというときは熱っぽく授業をしていますか。			
15	子どもが生き生きと主体的に活動できる、創意工夫された授業の展開を心がけていますか。			
16	授業終了のチャイムが鳴り終えているのに、自分の都合で授業を引き延ばすことがありますか。			
17	子どもたちに不合理や差別を感じ取れる感覚と、解決しようとする力を身に付けさせていますか。			
18	人の話を考えながらしっかりと聴き、自分の思いや考えをみんなに話せる力を付けていますか。			
19	正解を求めるばかりではなく、失敗や間違いからこそ新しい発見があると考えていますか。			
20	できないこと、解からないことをダメなことと決めつけて、工夫や努力を怠っていませんか。			
21	子どもや保護者の声、地域の様子や出来事など身近なことを話題や教材にしていますか。			
22	全体目標とともに、子ども一人ひとりに個々の目標を持たせて取り組みをさせていますか。			
23	子どもの身体的・性的・家族状況・外国ルーツなどに配慮した言葉遣いをしていますか。			
24	自分に非があるときは、相手が先生であっても保護者や子どもであっても素直に謝っていますか。			
25	カッとなりそうときでも、体罰しない自制心や、子どもの変革を促せる言葉を持っていますか。			
26	遅刻、忘れ物、問題行動が見られたとき、その背景や要因を解かろうとしていますか。			
27	子どもが何らかの SOS を発したり、様子がおかしいと感じたときすぐ行動を起こしていますか。			
28	子どもを一人で抱え込み過ぎず、先生たちみんなですべて育てる環境づくりに努めていますか。			
29	子どもの個人情報やプライバシーに配慮しつつ、学校情報を保護者や地域に発信していますか。			
30	常に子どもの命と幸せが最優先であることを忘れずに教育に取り組んでいますか。			

合計(点) ×2 ×1

人権感覚は先生、子ども、保護者、地域の人たちとの関わり合いの中で育つものです。

17. 幼稚園・認定こども園の先生としてチェックしてみましょう

幼児教育を支える基本は先生自身の人間的な関わり方です！

幼稚園・認定こども園の先生へのチェック項目		◎	○	△
1	朝、園児を迎えるとき、明るさと笑顔で接することができていますか。			
2	園児の名前を呼ぶとき、家族の思いが詰まった大切な名前であることを常に考えていますか。			
3	園児に話しかけるとき、園児の目の高さで、温かく、優しく、丁寧な言葉で話していますか。			
4	園児の今の思いや考えがどんなものであるかを、感じ取れる感性を持っていますか。			
5	園児の「なぜ？」「どうして？」の疑問に対して、丁寧にいかわり共に考えようと接していますか。			
6	園児にマイナスとなる叱り方や長々と説教したり、大勢の前で注意したりしていませんか。			
7	否定語や禁止語、命令語を減らして、園児が自発的にしようと思える言葉を発していますか。			
8	時間に氣をとられて「早くしなさい」と急がすことなく、先々をみて行動させていますか。			
9	園児のけんか、いさかい、取り合いなどにすぐ声かけしたりせず、見守りができていますか。			
10	園児が困ったとき、悩んでいるとき、その気づきが早くできて適切な援助ができていますか。			
11	あの園児はこんな子だと、具体的事実を観察せずに先入観でもって言動していませんか。			
12	しょんぼりとしている園児や独りぼっちの園児に、見て見ぬ振りをして済ませていませんか。			
13	おとなの感覚で考えを押しつけたりせず、園児と一緒に考えてようとしていますか。			
14	それぞれの園児の良いところを褒め、自己肯定感を感じ取らせていますか。			
15	みんな友だち、みんな仲良し意識を持たせる取り組みや働きかけをしていますか。			
16	友だちのために何かできる喜びや楽しみを、感じさせる取り組みができていますか。			
17	楽しかった、がんばれた、やってよかった、と思える体験をさせていますか。			
18	事が起きたとき隠し事をせず管理職や先生たちに報告しみんなに対応することができていますか。			
19	災害・非常時の種類によって様々な避難経路と、園児の安全確保方法を頭に入れてしていますか。			
20	常に園児の命と幸せが最優先であることを忘れずに保育・教育にあたっていますか。			

保護者と共に考え、保護者を支援できる先生になろう！

21	保護者はその子を出産したときから、ありったけの愛情を注いできたことを感じ取っていますか。			
22	保護者はその子が成人するまで、全責任を負っていることを解かって保育・教育していますか。			
23	家庭を守ること、子育ての大変さなど、保護者としてのしんどさを理解しようとしていますか。			
24	日頃からいろいろな方法で保護者と積極的にコミュニケーションをとるように努めていますか。			
25	子どもの園での様子を保護者にその都度、丁寧に伝え子ども理解に役立つ努力をしていますか。			
26	どの保護者にも節度をもって、別け隔てなく接するように努めていますか。			
27	苦手だったり、クレームの多い保護者から逃げずに、積極的に話しかけられていますか。			
28	保護者との会話は、まず聴くことから始まることを心得ていますか。			
29	一部の親しい保護者に個人情報や園や他人の悪口を吹聴したりしていませんか。			
30	園の行事や保育・教育参観等を大切に、自分と保護者、保護者同士をつなぐ努力をしていますか。			

18. 先生！こんなとき、あなたはどうしますか

先生たちは、日々悩んでおられることが多いと思います。あの子はどうしたかなあ？ あの子が問題行動を起こすのは何でだろう？ どうしたら上手に教えられるのだろう？ あの親の苦情はどうも納得がいかない！ あの先生は人気があっていいなあ！ 先生に向いているのかなあ！ 誰か助けて！……

それでも、先生は子どもたちの先生です。頑張ってくださいとしか言いようがありません。

これは、先生のためのチェックカードです。気軽に自己を見つめてください。そして、本音で答えてください。校内の教職員みんなで集計してみるのもいいですね。ひょっとして“元気になれる”ような大きなヒントが得られるかもしれません。

〔できるだけ「その他」はなしで答えてみるのがポイントです〕

1	自分が先生として力不足だと感じたとき、その原因の一番は何だと思えますか？ ① 子どもに問題がある ② 子どもの家族や家庭に問題がある ③ 自分が未熟 ④ 他の先生と見比べてしまう ⑤ 先生に向いていない ⑥ その他〔 〕
2	自分が先生として力不足だと感じたとき、まずどのような対策や対処をしますか？ ① 子どもたちと接する ② 家庭（保護者）と話し合う ③ 先生たちと話し合う ④ 勉強・研修を積む ⑤ 何もせず流れに任ず ⑥ その他〔 〕
3	子どもの問題行動の対処方法としての優先順位を考えてみてください ()子ども ()家庭 ()学校 ()自分 ()関係機関 ()優先順位考えない
4	家庭との話し合いが必要なときの場所はどこが理想だと考えますか？ ① 子どもの家 ② 学校 ③ 喫茶店などの店 ④ 自分の家 ⑤ 学校以外の施設
5	学校で孤独感を感じたとき、そこから抜け出す方法は何ですか？ ① 人の話の中に入る ② 理解してくれる先生と話す ③ 教育関係以外の人と話す ④ 一人になる ⑤ 家庭 ⑥ 読書、テレビ、映画、スポーツなど ⑦ その他〔 〕

ここからは人権教育関係のチェックです。

6	自らの人権感覚を磨いていますか？ ① 人権に関する本をよく読む ② 人権関係の講演会や研究会によく出かける ③ 自分と違う考えの人と話すことで学ぶ ④ 人とのコミュニケーションで学びとる ⑤ あまり考えていない ⑥ その他〔 〕
7	自己肯定感を育む教育が必要だと言われますが、あなたは意識してやっていますか？ ① 必要と思わない ② あまり考えていない ③ 多いにやっている ④ その他
8	あなたにとって「普通」や「常識」の概念をどう考えていますか？ ① 多数が当たり前だと思っていること ② 多数が持っていて変わっていないこと ③ 生まれたときから教えられ身に付いていること ④ それぞれ誰かが決めていること
9	人権教育を子どもに指導することが苦手だと感じることはありませんか？ ① 多いにある ② 課題によってときどきある ③ マニュアルがないから困っている ④ やりがいがあるから苦手でない ⑤ その他〔 〕
10	差別の実態から深く学んでいますか？ ① あまりない ② 中途半端 ③ 知らず知らずのうちに学んでいるつもり ④ 意図的に学ぼうとしている ⑤ その他〔 〕
11	部落問題を今、正直なところどのように感じていますか？ ① 部落と言われている人たちの問題 ② 政治や行政の問題 ③ 差別する側の問題 ④ 部落、部落と言うからなくならない ⑤ もう解消されている ⑥ その他〔 〕
12	部落問題学習を積極的にを行っていますか？ ① 積極的に行っている ② その他の人権教育に力を入れている ③ 避けている ④ 学校の例年通りの計画に合わせてやっている ⑤ その他〔 〕

では、最後に……

13	あなたは、仮に今の職場が耐えられなくなったとき、どうしますか？ ① 休暇をとる ② 異動を申し出る ③ とことん頑張り抜く ④ 我慢 ⑤ その他
----	--

どうぞ、心身のご健康を！ 自分自身と子どもたちの未来のためですから……

19. 先生が子ども理解で困ったとき・・・

先生が子どもの気持ちや何を考えているか解からなくなったとき、読んでみてください。

① 子どもはこう思っているのでは？

子どもはすねたり、文句言ったり、口答えしたり、時には手のつけられない悪さもありますが、

- | | | |
|--------------------------------|--------------------------------|---------------------------------|
| ☐ 可愛がってほしい | ☐ 大切に思われたい | ☐ 認められたい |
| ☐ 喜ばれたい | ☐ 褒められたい | ☐ 信じてほしい |
| ☐ 役に立ちたい | ☐ 活躍したい | ☐ そして、愛されたい |

と心の底では思っています。その声をいかに引き出し、叶えられるかがポイントです。

② 子どもはなぜ問題を起こすのでしょうか？

子どもは経験や体験したことから学び、自分の生き方とすることが多くみられます。

- ☐ 人に冷淡な子は、温かな関わりを充分にしてもらえなかったのかも
- ☐ 人の嫌がることをする子は、嫌なことを人一倍受け続けてきたのかも
- ☐ 人にすぐ文句を言う子は、些細なことで責められてきたことが多かったのかも
- ☐ 人にすぐ手を出す子は、親や兄姉によく叩かれてきたのかも
- ☐ 人を恨む子は、いつものけものにされてきたのかも
- ☐ 発表を遠慮する子は、自分の行動をひどくからかわれたことがあるのかも

子どもは新しい経験や体験をすることで、自分の言動を振り返り、生き方を見直していくのです。

③ 子どもがしてほしいことは

子どもはこんなことを「してくれた」ことで、立ち直れたと言っています。

- | | |
|---------------------------------------|--|
| ☐ 話をじっくり聴いてくれた。 | ☐ 小さなことにも喜んでくれた。 |
| ☐ よく声をかけてくれた。 | ☐ 顔を見て叱ってくれた。 |
| ☐ 抱きしめてくれた。 | ☐ そっと、いろんなことをしてくれた。 |
| ☐ いつも傍にいてくれた。 | ☐ 親と相談してくれた。 |
| ☐ 目を見つめてくれた。 | ☐ お金の心配はいらないと言ってくれた。 |
| ☐ 少し出来ただけで褒めてくれた。 | ☐ 学級に居場所を作ってくれた。 |

何気なく、そっとしてくれたことが、子どもに元気と勇気を与えているのでしょう。

④ 子どもの理解が進むと保育室や教室がユニバーサルデザインになります。

子どもの活動する動線に不要物や角がない。(子どもの安全第一に)

- ☐ 掲示物のカラーに配慮がなされている。(気づきにくい色弱の子どもがいることを)
- ☐ 正面掲示板には学びに欠かせないものだけに。(刺激が多すぎると疲れます)
- ☐ 今日一日の予定の見通しを説明して掲示を。(すべての子に安心感を)
- ☐ 椅子の脚に例えば使用済みテニスボールを。(聴覚を守るためにも)
- ☐ いろいろなアレルギーのあることに配慮を。(給食の献立だけではありません)
- ☆ 先生の発する声が心地よく聞こえる一日だと「あしたまたね」が本物になります。

⑤ 手遅れになってからの後悔では、遅いのです。

- ☐ 聴いてくれていたら、「こんなことを、しなかったのに」の呟きを後で聞くのは辛いですね。

20. 子どもの権利条約を子どもたちのものに

子どもの権利条約といわれる「児童の権利に関する条約」は1989年11月20日に国際連合で採択されました。日本は1994年にこの条約を批准しました。この条約は子どもの人権って何なのかの基本的確に表現しています。

第1条 対象 「18歳未満のすべての子ども」を対象とします。	第15条 結社・集会の自由 <u>集まろうよ、楽しいよ</u> 子どもだって、みんなと話し合うためとか何かをするために集まっていいんだ。でも暴力を振るうためとか何か悪いことをするためとか、他の人に迷惑をかけるような集まりはいけいないんだよ。それ以外ならいろいろなグループやクラブを作ってみんなのために活動しようよ。
第2条 差別の禁止 <u>差別やいじめは絶対いけないよ</u> 国は、「子どもたちがどんな差別も絶対に受けないよう」守っていくことを世界に約束したんだ。だから、肌の色や言葉や宗教がみんなと違うとか、どんな家に生まれたとか、家が貧しいとか、身体が不自由だからとか、男だから女だからとかいって、私たちや家族の人をいじめたり、からかったりする人がいたら、国は「差別やいじめは絶対にいけない」と言ってみんなを守っていく義務があるんだ。	第16条 プライバシー・通信・名誉の保護 <u>守ってよ、私のプライバシー</u> 子どもにだって他人に知られたくない自分の秘密があるはず。家での生活のこと、家族のこと、身体のこと。日記とか手紙とかが他人に勝手に見られたり、言いふらされたりしたらどんな気持ちがするだろう。ありもしないことを言われて仲間はずれにされたらどんなにぐさぐさだろう。そんなことは許されないことなんだよ。みんなも、他人の日記や手紙を勝手に見てはいけいないんだよ。これはとっても大切なルールだから守っていこう。
第3条 子ども最善の利益 <u>何が一番子どもにとって幸せか、よく考えて</u> 子どもたちのために大人が子どものことを決めるときは、子どもにとって一番いいと思う方法をとっていくよ。大人の勝手な考えで決めてはいけいないんだ。子どもをやむをえず施設などに保護してもら場合でも、本来子どもの面倒を見る責任のある親たちの事情を十分に考えて決める必要があるんだ。国も子どもたちの世話をする施設や設備が良いのかどうかよく監督していく義務があるんだ。	第18条 親の第一次的養育義務と国の援助 <u>お父さん、お母さん！子どものことを一番に考えてね</u> 子どもにとって誰が何を言おうとお父さんお母さんが頼りなんです。
第4条 生命への権利、生存、発達の確保 <u>かけがえのない命、大切に育てて</u> すべての子どもに生きていく権利があるんだ。生きている値打ちがあるんだ。だから大人たちは、子どもたちが生きていくために、育っていくために、一生懸命に頑張っていくなくてはならないんだ。	第19条 親による虐待・放任・搾取からの保護 <u>いけないよ！暴力での解決は</u> 親だからといっても、子どもの体や心を傷つけたりしてはいけいないんだ。
第12条 第13条 意見表明権・表現・情報の自由 <u>意見を言おうよ、表現しようよ、勇気を出して</u> 子どもだって自分の意見を持てるような年齢になったら、自分に関係のあることなら何だって自由に自分の意見を言えるんだ。こうしてほしいとか、そうしてほしくないとか、聞いてもらえる機会を作ってもらえるんだよ。それに子どもでも自分の意見を作文とか作品などで発表したっていいんだ。でも友だちや関係ない人の迷惑になるようなことはいけないよ。大人は、子どもたちの意見を聞いてもう一度よく考えてほしいんだ。	第23条 障がい児の権利 <u>障がいがあってもみんなで参加しようよ</u> 心や体に障がいがありハンディキャップのある子どもたちにも、みんなと一緒に楽しい社会生活に参加する権利があるんだ。 ハンディキャップのある子どもたちがみんなと一緒に楽しく参加できるよ、相手の身になってみんなで知恵をだしあおうよ。 地域の行事や体育大会とか、文化祭とか修学旅行とかみんなで参加して、いっぱいいっぱい楽しい思い出づくりをしようよ。
第14条 思想・良心・宗教の自由 <u>心のなかみ、とりあげないで</u> 子どもだって自分の考えがあるんだ。大人も応援するよ。自分が考えている信念や、正しいと思う自分の良心に正直であっていいし、信じる宗教が皆と違っていてもかまわないんだ。でも、その考えや行為が友だちの心を傷つけたり、たくさんの人たちに変な迷惑をかけることはいけないんだ。だから判断に迷ったら家族の人によく相談してみよう。	第28条 教育の権利 <u>勉強したいよ、正しく導いて</u> 子どもたちは、教育を受ける権利があるんだ。国は、小学校と中学校の教科書は無料にして、みんなが安心して学校に行けるようにしているんだ。 世界中には、貧しくて学校に行けず字の読めない子たちがいっぱいいるんだ。日本は、そんな国をもっと応援しなくちゃいけないんだよ。

(以上の条文要約は「宝塚市子ども未来部 子ども家庭室子ども政策課」がメール発信した「宝塚市の子ども向けサイト たからづかキッズ」の「児童の権利条約」のページから引用し、一部修正したものです。解説が略されている条文は「たからづかキッズ」のメールサイトをご覧ください。)

21. 虐待を見て見ぬふりはダメなのです

虐待は人権侵害です

- 虐待は子どもの心と身体に大きな影響を与え、健全な成長を阻害する、**重大な人権侵害**です。
- 全国の児童相談所が虐待で対応している件数は年に約**21万9170件**（2022年度）で過去最多を更新中。死亡数は74名（2021年度）に上ります。
- 宝塚市でも744件（2022年度家庭児童相談課）の虐待通告件数があります。

虐待の種類は大きく分けて次の4つです

- 身体的な虐待 ⇒ 殴る、蹴る、突き飛ばす、煙草の火の押しつけ、戸外締め出し など
- 心理的な虐待 ⇒ ひどい言葉、極端に無視、兄弟姉妹で差別、子どもの前でDV など
- 性的な虐待 ⇒ 性的な行為、性的な関係を強要、性器や性交・ポルノを見せる など
- ネグレクト ⇒ 衣食住の世話をしない、病気の放置、家に閉じ込め、車内放置 など

通告する義務があります

- 学校の教職員**は、虐待を受けている子どもの**早期発見**と、虐待を受けていると思われる子どもを発見したときには、速やかに関係機関に**通告する義務**が課せられています。（児童虐待の防止等に関する法律第6条）見て見ぬふりはダメなのです。

通 告 先 は

- | | |
|-------------------------|------------------|
| 宝塚市青少年センター（9:00～17:30） | ⇒ ☎ 0797-84-9672 |
| 宝塚市家庭児童相談室（9:00～17:30） | ⇒ ☎ 0797-77-9111 |
| 川西こども家庭センター（9:00～17:45） | ⇒ ☎ 072-756-6633 |
| （児童虐待24時間ホットライン） | ⇒ ☎ 072-759-7799 |
| 宝塚警察署〔生活安全課〕 | ⇒ ☎ 0797-85-0110 |
| 児童相談所全国共通3桁ダイヤル | ⇒ ☎ 189 |

通 告 内 容 は

- 「いつ、どこで、誰が、何を、どのように」という具体的な内容を通告します。
- 通告を受けた所では、通告の内容や、誰が通告したかなどの情報をその保護者に教えません。
- 通告した人は**秘密**が守られます。（児童虐待の防止等に関する法律第7条）

ちょっと待ってください

- 通告義務があるのですから、緊急の場合は即、通告でいいのですが、そうではなく疑わしいなあと思われたときは、どうすればいいのでしょうか。
- 私たちは公務員であり組織の一員として教職についていますから、管理職や関係職員に相談して複数確認し、**的確な通告**をしましょう。

先生日記

ぼくのお父さん

お父さんは、気が短いのですぐおこる。
おこととお母さんをける。
ぼくは、そんなお父さんよりニコニコしているお父さんのほうがいい。
でも、お酒は少ししかのまないし、朝はお母さんが何も言わなくても起きる。
きたないへややテレビの中のおそうじをする。

また、ねどこではしゃぎまわっては、ぼくをよろこばす。
ぼくは、お父さんが仕事をしているところを見たことがない。
でも、帰ってきたらすぐわかる。
夏になったらあせをながしながら黒い顔して帰ってくる。
すぐおふろにはいり、きれいになって男まえのお父さんになる。
そんなお父さんが、ぼくは大すきだ。（小学校6年）

22. 体罰は子どもの成長にとってプラスになりますか？

最近、先生の指導方針や体罰に苦しみ、自ら命を失ったり、失おうとした子どもたちがあとを断ちません。そのことで、子どもの忍耐力のなさを語る人がいます。自尊感情をつけなければという人もいます。

一方、先生は頭をコツンと叩いたことで体罰と認定されることもあり、生徒指導のあり方に悩みます。特に荒れている子どもたちの指導は、説諭だけではどうにもならないことが多々現実起きています。

そんな背景の中で、2013年の3月に文部科学省が下記のような学校教育法で禁止されている「体罰」と、生徒指導上認められている「懲戒」との区別を示す通知を全国の教育委員会に出しました。

この通知の具体的事例は、何が体罰かで悩んでいた先生たちには助かりますが、もともと教育は一人一人の子どもに応じた指導が必要なことから、臨機応変に温かい眼差しで指導していきたいものです。

正当な行為

- 児童が教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、児童の背後に回り、体をきつく押さえる。
- 休み時間に廊下で、他の児童を押さえつけて殴るという行為に及んだ児童がいたため、この児童の両肩をつかんで引き離す。
- 全校集会中に、大声を出して集会を妨げる行為があった生徒を冷静にさせ、別の場所で指導するため、移動するように指導したが、なおも大声を出し続けて抵抗したため、生徒の腕を手で引っ張って移動させる。
- 他の生徒をからかっていた生徒を指導しようとしたところ、当該生徒が教員に暴言をはき、つばを吐いて逃げ出そうとしたため、生徒が落ち着くまでの数分間、肩を両手でつかんで壁へ押し付け、制止させる。
- 試合中に相手チームの選手とトラブルになり、殴りかかろうとする生徒を押さえつけて制止させる。

先生の懲戒権

- △放課後等に教室に残留させる。
- △授業中、教室内に起立させる。
- △学習課題や清掃活動を課す。
- △学校当番を多く割り当てる。
- △立ち歩きの多い児童・生徒を叱って席につかせる。
- △練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。

体罰

- 体育の授業中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける。
帰りの会で足をぶらぶらさせて座り、前席の児童に足を当てる児童を突き飛ばして転倒させる。
- 授業態度について指導したが、反抗的な言動をした複数の生徒らの頬を平手打ちする。
- 生徒指導に応じず、下校しようとしている生徒の腕を引いたところ、生徒が腕を振り払ったため、当該生徒の頭を平手でたたく。
- 給食の時間、ふざけていた生徒に対し、口頭で注意したが聞かなかったため、持っていたボールペンを投げつけ、生徒に当てる。
- 部活動顧問の指示に従わず、ユニホームの片付けが不十分であったため、当該生徒の頬を殴打する。
- 放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、室外に出ることを許さない。
- 宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で正座して授業を受けるように言い、児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた。

【参考】 懲戒権と体罰

学校教育法 第11条

「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、児童及び生徒に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」

※ 体罰での指導を回避するための方策を考え合ってください。例えば

- ・生徒指導はできる限り複数の先生で行なうことを。
- ・過去の「愛の鞭」「体罰による指導の効果」が教育現場では通用しない認識を。
- ・保護者の思いを敏感に感じ取れる感性の育成を。
- ・職員集団で指導のあり方の学習や個々の子どもの状況をみんなで把握する手立てを。

※ 就学前については全国保育士会「人権擁護のためのチェックリスト」を参考にしてください。